



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

文科省初等中等教育局へ要望 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着を 厚労省保険局に 3 団体で要望 すべての訪問看護師の処遇改善を

公益社団法人日本看護協会（会長 秋山智弥、会員 73 万人）は 7 月 22 日、文部科学省の望月禎初等中等教育局長に「学校における医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着に関する要望書」を、同 23 日には、公益社団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会と連名で、厚生労働省の間隆一郎保険局長に「令和 8 年度診療報酬改定に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

■文科省初等中等教育局

令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、各自治体において医療的ケア児の受け入れ体制整備が進められている一方で、医療的ケアに対応できる看護職員の確保や定着には、依然として大きな課題が残されています。医療的ケア看護職員は非常勤が中心で給与水準も必ずしも高くない上、医療職が他にいない学校現場では相談や支援を受けにくく、孤立した環境で勤務する例も少なくありません。

このような状況から本会は、医療的ケア児が安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整えるため、医療的ケア看護職員の処遇改善を図るとともに、医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置を強く求めました。

秋山会長は「医療的ケア児が安心して学校生活を送れることはもちろん、医療的ケア看護職員自身も安心して働き続けられる環境づくりが重要。そのためには、日ごろからの連携や相談支援体制の整備、指導を行うことができる看護職員の配置など、制度的な仕組みの構築が不可欠」と述べました。

望月局長は、医療的ケア看護職員が不足している現状は把握しているとした上で「医療的ケア児も医療的ケア看護職員も安心して過ごせるよう、正確な状況を把握し、必要に応じて自治体とも連携をとりながら、拡充を進めていきたい」との意向を示しました。



望月初等中等教育局長（右）に
要望書を提出する秋山会長

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2025 年 7 月 25 日

■厚労省保険局

医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の人口の増加や現役世代の減少などの医療をとりまく状況と課題を踏まえ、地域完結型の医療・介護提供体制の構築が急がれています。施設間・多職種間で連携しながら、地域において効果的・効率的なサービス提供体制を構築するためには、訪問看護の強化は不可欠です。

さらに、2040 年に向けた在宅医療の高まりを見据え、持続可能で質の高い在宅医療提供体制を維持するためには、訪問看護師の処遇改善は急務です。そのため 3 団体は、すべての訪問看護師に対し、他産業並みの賃金引上げが可能となるよう、処遇改善のための原資の確保を要望しました。

間保険局長は、令和 6 年度診療報酬改定に新設されたベースアップ評価料の算定状況に触れ「まずはベースアップ評価料を取得してもらうために、何がハードルになっているのか、どのような要件であれば取得しやすいのか、皆さまと意見交換しながら、しっかりと訪問看護師の処遇改善につながるよう協力して進めていきたい」と述べました。



左から日本訪問看護財団の田村理事長、
秋山会長、間保険局長、
全国訪問看護事業協会の中島会長

《要望事項》

文科省初等中等教育局

1. 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着
2. 医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

厚労省保険局

1. すべての訪問看護師の処遇改善

令和 7 年 7 月 22 日

文部科学省

初等中等教育局長 望月 禎 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 秋山 智弥



学校における医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着に関する要望書

令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、各自治体において医療的ケア児の受け入れ体制の一層の整備が進められています。すべての医療的ケア児が安全・安心に学校教育を受けられる機会を保障するためには、在籍する医療的ケア児に対応できる医療的ケア看護職員の配置が不可欠です。また、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成 31 年 3 月 20 日 30 文科初第 1769 号初等中等教育局長通知）においては、「域内や学校において指導的な立場となる看護師を指名」し、医療的ケア看護職員の相談対応や指導等を行うものとされています。

医療的ケア看護職員は、基本的に非常勤であり給与も必ずしも高くないことに加え、病院等と異なり、他の医療職が職場にいない等の環境での業務となるため相談対応や指導等が必要となる実態があります。しかし、処遇改善や指導的な立場となる看護師の配置が進まないことから、法律施行後も、募集しても看護職員が集まらないなど、医療的ケア看護職員の確保に課題を抱える自治体の割合が高いことが報告されています。

つきましては、医療的ケア児が安全・安心に学校生活を送ることができるための医療的ケア看護職員を確保し、定着を図る方策として、下記 2 点について、強く要望します。

要 望 事 項

1. 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着
2. 医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

1. 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着

- 各自治体が、医療的ケア看護職員の賃金引上げ等の処遇改善を行うための財政措置（国庫補助）を講じられたい。

2. 医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

- 各学校に配置される医療的ケア看護職員の状況や課題・疑問を細やかに把握し、医療的ケア看護職員に対する相談支援、指導・助言を行うことのできる看護職員を配置する体制を整備されたい。

医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着

自治体は医療的ケア看護職員の確保定着に苦慮【複数回答】

募集しても看護師等
が集まらない

離職等で看護師等の
雇用を長く継続できない

全 体 (n=410)	69.3%	22.7%
都道府県 (n=39)	71.8%	38.5%
市区町村 (n=371)	69.0%	21.0%
政令指定都市 (n=15)	93.3%	53.3%
中核市 (n=46)	73.9%	26.1%
それ以外の市区町村 (n=310)	67.1%	18.7%

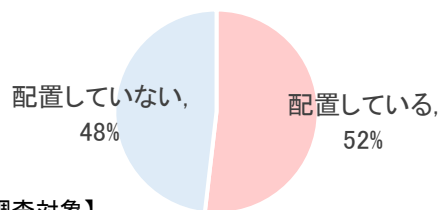
1)より日本看護協会が作成

医療的ケア看護職員の確保には処遇改善が必要

- 令和6年度文部科学省委託 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究)事業報告書によると、「**時間当たりの積算単価が高いほど医療的ケア看護職員が充足している自治体の割合が多く、時間当たりの積算単価が低いほど医療的ケア看護職員が不足している自治体の割合が多い**」²⁾との報告がある

医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の 都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

自治体における指導的な立場の 看護職員の配置は進んでいない



【調査対象】
54自治体 (39都道府県 + 15政令指定都市)

1)より日本看護協会が作成

指導的な立場の看護職員の役割

- 医療的ケア児在籍校を定期巡回し、医療的ケア看護職員に対し適宜コメント・助言を行いながら、疑問・課題の解消や、安心の確保につなげている。
- ヒヤリ・ハット事例を集約・共有し、再発防止につなげている。
- 市町村の小・中学校で勤務する医療的ケア看護職員に対するサポート体制として、訪問や電話・メール等で相談支援を行い、定期巡回を行っている。

2)より日本看護協会が作成

1)学校における医療的ケア実施体制拡充事業(安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進に関する調査分析事業).令和6年3月.PwCコンサルティング合同会社.(令和5年度文部科学省委託).
2)学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究).令和7年3月.PwCコンサルティング合同会社.(令和6年度文部科学省委託)

令和 7年 7月 23 日

厚生労働省
保険局長 間 隆 一 郎 殿

訪問看護推進連携会議

公益社団法人 日本看護協会
会 長 秋 山 智 弥



公益財団法人 日本訪問看護財団
理事長 田 村 や よ ひ



一般社団法人 全国訪問看護事業協会
会 長 中 島 正 治



令和 8 年度診療報酬改定に関する要望書

医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増大や現役世代の減少等の医療をとりまく状況と課題を踏まえ、地域完結型の医療・介護提供体制の構築が急がれます。施設間・多職種間で連携しながら、地域において効果的・効率的なサービス提供体制を構築するためには、訪問看護の強化は不可欠です。

さらに、2040 年に向けた在宅医療の需要の高まりを見据え、持続可能で質の高い在宅医療提供体制を維持する上では、訪問看護師の処遇改善は急務です。以上より、下記の事項について、ご検討ならびにご配慮をお願い申し上げます。

要 望 事 項

すべての訪問看護師の処遇改善

すべての訪問看護師に対し、他産業並みの賃金引上げが可能となるよう、処遇改善のための原資を確保されたい。

看護師の月額給与は経年的には上昇しているものの、他産業並みの賃金引上げには及ばない。

さらに、医療機関で就業する看護師と比較し、訪問看護師は平均年齢が高い一方で、基本給月額及び税込み給与総額いずれについても低くなっている。

訪問看護師には、利用者の居宅等において、的確に判断しタイムリーに看護を提供する自律した判断能力と高い看護技術が求められる。24 時間体制を構築する上でオンコール体制に対応する看護師が多い。さらには、機能強化型訪問看護療養費 1 において、専門性が高い看護師の配置が要件化されるなど、今後一層の能力開発が求められている。

令和 6 年度診療報酬改定において新設されたベースアップ評価料の評価充実をはじめ、訪問看護師の役割の重要性に見合う処遇となるよう、診療報酬での評価を求める。

■訪問看護ステーションの基本給月額は病院より低い

図表 1 正規雇用フルタイム勤務・非管理職・看護師の就業先別賃金と各平均年齢

	回答者数 (人)	平均基本給 月額 (円)	平均税込給与 総額 (円)	平均年齢 (歳)
病院	1,427	260,451	382,093	38.2
訪問看護ステーション	328	254,476	347,181	47.0

出典：2024 年度 看護職員の賃金に関する実態調査（日本看護協会実施）

■医療機関と比較すると、訪問看護ステーションの税込給与総額の差は 45-49 歳で最も大きい

図表 2 年代別正規雇用フルタイム勤務・非管理職・看護師の税込給与総額
(病院、訪問看護ステーション)

	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳
病院 (n=866)	372,620	377,237	391,947	421,118	414,029	—
訪問看護ステーション (n=276)	—	323,324	326,793	348,799	352,908	373,823
差額	—	53,913	65,154	72,319	61,121	—

出典：2024 年度 看護職員の賃金に関する実態調査（日本看護協会実施）